

韓国の重大災害の処罰及び防止に関する法整備

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳

目 次

はじめに

I 韓国における重大災害に関する問題提起と法整備

- 1 労働現場における事故—産業災害—
- 2 公共利用施設等における事故—セウォル号沈没事故—
- 3 製造物による事件—加湿器用殺菌剤健康被害—
- 4 社会的惨事の真相糾明及び安全社会建設等のための特別法の制定

II 関連法の動向

- 1 労働関連法
- 2 製造物関連法

III 「重大災害の処罰等に関する法律」の概要

- 1 制定の経緯
- 2 概要
- 3 改正案の発議等

おわりに

翻訳：重大災害の処罰等に関する法律

キーワード：重大災害、労働災害、産業災害、消費者被害、製造物責任、安全対策、安全衛生、韓国

要 旨

韓国では、産業災害事故や、2010年代に大きな問題になった加湿器殺菌剤事件、2014年4月のセウォル号沈没事故等の、一般市民が被害を受ける重大な事故等に対する責任者等の処罰、再発防止等に関して盛んに議論されてきた。現在、産業災害、労働安全衛生及び製造物安全等に関する様々な関連法が存在している中で、2021年1月26日に「重大災害の処罰等に関する法律」が公布された。この法律により、一定規模以上の産業災害である「重大産業災害」及び製造物・公共施設等の欠陥等による一定規模以上の災害である「重大市民災害」を引き起こした事業主、経営責任者等の処罰規定並びに再発防止等に関する事項が定められた。

はじめに

労働現場における労働者の死傷事故等の産業災害、一般の市民を巻き込んだ事故及び消費者被害事件に関して、韓国では、近年、重大な災害を引き起こした企業等に対する処罰と再発防止のあり方等について議論になっていた。

2020年5月30日に第21代国会⁽¹⁾が始まった後、重大な産業災害及び一般市民を巻き込む事故等の防止と責任者等の処罰に関する法案が、相次いで議員から提出され、所管委員会である法制司法委員会⁽²⁾で審議された⁽³⁾。2021年1月8日、これらの議員提出法案をまとめた委員会案が国会を通過し、2021年1月26日、「重大災害の処罰等に関する法律」⁽⁴⁾（以下「重大災害処罰法」）が公布された。この法律では、重大災害を引き起こした事業主等の処罰及び重大災害の予防等に関する事項が定められており、一部を除いて2022年1月27日に施行される。

本稿は、韓国における産業災害、大規模な消費者被害事件、公共の場所等での重大事故等の発生とそれらに関する議論及び法整備の状況を踏まえ、産業災害、労働安全衛生及び製造物安全等に関する主な関連法の動向を整理した上で、重大災害処罰法の制定の経緯と概要をまとめ、同法の訳を付したものである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月25日である。

(1) 「韓国では、議員の任期にあたる4年をもって一議会期としている。議会期は、議員の任期単位で「第○代国会」と呼ばれ、会期は、議会期の中での国会の活動単位で「第○回国会（定期会）」又は「第○回国会（臨時会）」と表記される。」奥村牧人「大韓民国の議会制度」『レファレンス』703号、2009.8, p.101. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999592_po_070305.pdf?contentNo=1> 第21代国会は、2020年5月30日から2024年5月29日までの予定である。

(2) 韓国国会の常任委員会の一つ。「상임위원회」대한민국 국회ウェブサイト <<https://www.assembly.go.kr/views/cms/assm/assembly/assorgani/assorgani0301.jsp>>

(3) 詳細は本稿Ⅲ 1 参照。

(4) 「중대재해 처벌 등에 관한 법률 (법률 제 17907 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228817&ancYd=20210126&ancNo=17907&efYd=20220127&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

I 韓国における重大災害に関する問題提起と法整備

1 労働現場における事故—産業災害—

韓国では、1981年12月31日に制定された「産業安全保健法」⁽⁵⁾により、「労務を提供する者が業務に係る建設物・設備・原材料・ガス・蒸気・粉じん等により、又は作業その他の業務により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかること」を「産業災害」と定義している⁽⁶⁾。雇用労働部（部は日本の省に相当）の2020年の産業災害の現況に関する資料「2020.12月末産業災害発生現況」⁽⁷⁾によると、2020年1月から12月までに発生した産業災害による災害者数⁽⁸⁾は108,379人（事故92,383人、疾病15,996人）、そのうち死亡者数⁽⁹⁾が2,062人（事故882人、疾病1,180人）であった。

近年では、産業災害事故が報道等で大きく取り上げられ、社会的な議論になる事例が多々ある。本稿で扱う重大災害処罰法の制定過程で提出された法案の提案理由の中でも、2016年5月にソウル地下鉄2号線九宜（クイ）駅で発生したスクリーンドア（ホームドア）修理作業中の死亡事故⁽¹⁰⁾、2018年12月に韓国西部発電泰安（テアン）火力発電所で発生した死亡事故⁽¹¹⁾、2008年1月及び2020年4月に京畿（キョンギ）道利川（イチョン）市で発生した倉庫火災⁽¹²⁾等、複数の事例が挙げられている⁽¹³⁾。

2 公共利用施設等における事故—セウォル号沈没事故—

韓国において、公共の場所において発生した重大な事故として、過去には1994年10月21日に発生した、ソウル特別市内を流れる漢江に架かる聖水（ソンス）大橋の崩壊事故、1995年6月29日の三豊百貨店の崩壊事故等が挙げられ、聖水大橋の事故の後には、1995年1月に「施設物の安全管理に関する特別法」⁽¹⁴⁾が制定されていた。

(5) 後掲注(48)参照。詳細は本稿II 1(2)で後述。

(6) 2021年8月17日一部改正（2022年8月18日施行）現在の条文による。「산업안전보건법（법률 제18426호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234717&ancYd=20210817&ancNo=18426&efYd=20220818&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1号

(7) 「2020년 산업재해 현황」2021.4.15. 고용노동부ウェブサイト <http://www.moel.go.kr/policy/policydata/view.do?bbs_seq=20210401122>

(8) この資料において「재해자수（災害者数）」は、「業務上事故又は疾病により発生した死亡者及び負傷者、疾病罹患者を合わせた数」とされる。고용노동부「2020.12월말 산업재해 발생현황」同上, p.25.

(9) 「業務上事故又は疾病により発生した死亡者数」を表しており、「事業場外の交通事故（運輸業、飲食宿泊業を含む）、体育行事、暴力行為、事故発生日から1年経過事故死亡者は除外〔産業災害統計業務処理規程（雇用労働部例規）〕」とされている。고용노동부, 同上; 「산업재해통계업무처리규정（고용노동부예규 제160호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?chrClsCd=010202&admRulSeq=2100000185752>> 第3条第1項第4号

(10) 「9개월 만에 또... 사람 잡은 ‘스크린도어 수리 외주화」『경향신문』2016.5.29. <<https://www.khan.co.kr/national/incident/article/201605292230015>>

(11) 「機械に挟まって死亡した24才の非正規職労働者、4時間放置」『ハンギョレ』2018.12.13. <<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/32351.html>>

(12) 「韓国の倉庫地下で火事、40人死亡」『AFP BB ニュース』2008.1.8.<<https://www.afpbb.com/articles/-/2333532>>; 「韓国・利川の倉庫で火災、38人死亡「周囲に有毒ガス」」『朝日新聞デジタル』2020.4.30. <<https://www.asahi.com/articles/ASN4Y7JYJN4YUHBI03N.html>>

(13) 法案には、このほか、光州（クァンジュ）広域市内で発生した破碎機挟み込み事故、現代重工業のアルゴンガスによる窒息死亡事故、セメント製造会社で発生した死亡事故等が挙げられている。後掲注(15)、(97)

(14) 「시설물의안전관리에관한특별법（법률 제4922호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=1520&ancYd=19950105&ancNo=04922&efYd=19950406&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 制定後複数回の改正の後、2017年1月17日の全部改正により、「施設物の安全及び維持管理に関する特別法」と名称変更され、さらに改正を経て現在に至る。

重大災害処罰法の制定に関する法案においては、労働現場における事故のみならず公共利用施設や公共交通機関等、一般市民が多く利用する場で発生する重大な事故等にも目が向けられており、提案理由の中では、2014年4月のセウォル号沈没事故が挙げられている⁽¹⁵⁾。

この事故は、2014年4月16日、韓国南西部の全羅(チョルラ)南道珍島(チンド)郡の海上で、済州(チェジュ)島に向かっていたフェリー「セウォル号」が沈没し、乗船していた476人のうち304人の犠牲者・行方不明者が発生した事故である⁽¹⁶⁾。この船には、当時修学旅行中であった京畿道安山(アンサン)市檀園高校の生徒及び教員も乗船しており、彼らの中で犠牲になった人も多かった。

この事故と事故後の経過は韓国国内で大きな議論となり、この後、2014年11月19日に「4・16セウォル号惨事の真相糾明及び安全社会の建設等のための特別法」⁽¹⁷⁾、2015年1月28日に「4・16セウォル号惨事被害救済及び支援等のための特別法」⁽¹⁸⁾が制定された⁽¹⁹⁾。また、2017年3月21日には、「セウォル号船体調査委員会の設置及び運営に関する特別法」⁽²⁰⁾が制定された。

(15) 「[2100377] 중대재해에 대한 기업 및 책임자 처벌 등에 관한 법률안 (강은미의원 등 14 인)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2Z0G0B6I1V1G1Y4F5L0B4I1B8Y9L0>; 「[2105290] 중대재해에 대한 기업 및 정부 책임자 처벌법안 (박주민의원 등 45 인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B2Z0J1Y1I1A1O0H8P5S6N3M3Z4K4P9>; 「[2106436] 중대재해에 대한 기업 및 정부 책임자 처벌법안 (박범계의의원 등 12 인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2N0C1E2I1S1U1M4R5K4B2H6A2F2H7>; 「[2107249] 중대재해 처벌 등에 관한 법률안 (대안) (법제사법위원장)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A2K1J0U1T0Q8A1P1J2L8T1Q4A7N3Y1>

(16) 「4・16 세월호참사 현황」안산시웹사이트 <<https://www.ansan.go.kr/www/contents.do?key=32>>; 「세월호 참사 개요」세월호 일반인 희생자 추모관 웹사이트 <http://www.sewolhomemory.kr/open_content/sub/summary.jsp>

(17) 藤原夏人「『韓国』セウォル号関連法の制定—政府組織再編と天下り規制—」『外国の立法』No.262-1, 2015.1, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8896332_po_02620108.pdf?contentNo=1>; 「4・16 세월호 참사 진상규명 및 안전사회 건설 등을 위한 특별법 (법률 제 12843 호)」국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=162682&ancYd=20141119&ancNo=12843&efYd=20150101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(18) 「4・16 세월호참사 피해구제 및 지원 등을 위한 특별법 (법률 제 13115 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=167942&ancYd=20150128&ancNo=13115&efYd=20150329&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(19) この法律及びその施行令の規定の一部について、2015年6月19日に憲法訴願審判請求が出され、そのうち当該法施行令に定められた賠償金等の申請書に関する規定につき、2017年6月29日に憲法裁判所で違憲決定が出された。これにより、当該法施行令の別紙第15号書式第3号に「申請人は、賠償金等を受け取ったときは、4・16セウォル号惨事による損害・損失等について国と裁判上の和解をしたものと同様の効力があることに同意し、4・16セウォル号惨事に関していかなる方法でも一切の異議を提起しないことを誓約します。」とされていた部分が、同年11月14日に改正された。この改正後、同部分は「申請人は、賠償金等を受け取ったとき、4・16セウォル号惨事による損害・損失等の被害について国と「民事訴訟法」による裁判上の和解をしたものと同様の効力があることに同意します。」となった。高鉄雄「Column 8 セウォル号特別法をめぐる争点」尹龍澤ほか編著『コリアの法と社会』日本評論社, 2020, pp.311-312; 「4・16 세월호참사 피해구제 및 지원 등을 위한 특별법 제6조 제3항 등 위헌확인 (전원재판부 2015 헌마654)」국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/detcInfoP.do?mode=1&detcSeq=55475&vSet=2015%ED%97%8C%EB%A7%88654>>; 보도자료 6월 선고사건 결정요지 (즉시보도): 「보도자료 세월호피해지원법사건 (2015 헌마 654 4・16 세월호참사 피해구제 및 지원 등을 위한 특별법 제6조 제3항 등 위헌확인)」2017.6.29. 헌법재판소 웹사이트 <https://www.court.go.kr/site/kor/ex/bbs/View.do?pageIndex=16&cbIdx=1128&bcIdx=983044&mode=&searchDateType=REG_DT&cateTypeCd=&tgtTypeCd=SUB_CONT&searchKey=&>; 「4・16 세월호참사 피해구제 및 지원 등을 위한 특별법 시행령 (대통령령 제 28437 호)」국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198834&ancYd=20171114&ancNo=28437&efYd=20171114&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 4・16 세ウォル号惨事被害救済及び支援等のための特別法施行令の URL は、2017年11月14日一部改正時点のもの。

(20) 「세월호 선체조사위원회의 설치 및 운영에 관한 특별법 (법률 제 14734 호)」국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=192610&ancYd=20170321&ancNo=14734&efYd=20170321&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

3 製造物による事件—加湿器用殺菌剤健康被害—

韓国において、製造物による消費者被害事件として近年最も大きな議論となった事件の一つとして、加湿器用殺菌剤による健康被害事件があり、重大災害処罰法制定過程で提出された法案の提案理由でもこの事件が言及されている⁽²¹⁾。この事件では、加湿器の中に水とともに入れて使用する殺菌剤に含まれた有害な成分によって肺損傷を引き起こし、妊婦や子ども等多くの人に被害が及んだ⁽²²⁾。2021年9月27日発表時点で、4,258人が被害者⁽²³⁾として認定されている。

2000年代から原因不明の肺損傷の症例が複数確認されており、2011年8月31日、当時の保健福祉部疾病管理本部（現在の疾病管理庁）が、「加湿器殺菌剤（又は洗浄剤）が危険要因と推定される」⁽²⁴⁾とした。さらに同年11月には、加湿器用殺菌剤の使用中止を勧告し⁽²⁵⁾、6種の製品について回収命令を出した⁽²⁶⁾。

この事件を受けて、2017年2月8日に「加湿器殺菌剤被害救済のための特別法」⁽²⁷⁾が制定された。この法律は、以後2度の改正を経ており、加湿器殺菌剤事業者に対する健康被害発生時の賠償責任（第4条）、加湿器殺菌剤被害救済委員会の設置（第7条）、加湿器殺菌剤被害者又はその遺族に支給する給付に関する規定（第10条～第28条等）⁽²⁸⁾、加湿器殺菌剤被害救済資金の設置・運営（第31条）、加湿器殺菌剤被害総合支援センターの設置・運営（第40条）等が規定されている⁽²⁹⁾。

(21) 前掲注(15)

(22) 「前線から 加湿器殺菌剤で子どもや妊婦が死亡 メーカー代表が謝罪—韓国—」『関西労災職業病』466号、2016.5, pp.17-18; ペク・ドミョン「加湿器殺菌剤の肺損傷 韓国のクボタ・ショック（特集 第14回定期総会記念 日韓アスベストシンポジウム（後編）」『社会労働衛生』14(4), 2017.3, pp.18-36; 黄基旭ほか「毒性学ニュース 韓国で発生した加湿器殺菌剤による健康被害」『The journal of toxicological sciences: an official journal of the Japanese Society of Toxicology』41(5), 2016.10, pp. 卷末 96-102; 「SPECIAL REPORT ① 가습기살균제 참사 10년」, 「SPECIAL REPORT ① 가습기살균제 참사 10년, 향후 과제」『이코노미스트』No.1579, 2021.4.5-11, pp.46-52.

(23) 後述の「加湿器殺菌剤被害救済のための特別法」第2条の定義により、現在、「加湿器殺菌剤被害者」は、毒性化学物質を含んだ加湿器殺菌剤にさらされて発生し、又は悪化した生命又は健康上の被害（後遺症を含む）を被った者であって、同法第10条（救済給付の支給申請等）第2項の規定により救済給付の支給決定を受けた者と規定されている。この4,258人のほか、診察・検査費支援51人、緊急医療支援58人が対象となり、総支援対象者は4,318人となっている（合計から重複者49人を除く）。なお、2021年9月27日現在の申請者総数は、7,572人である。「가습기살균제 구제급여 지급 대상자 추가…총 4,258명 인정」2021.9.27. 환경부ウェブサイト <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=30&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=286&orgCd=&boardId=1478500&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>; 後掲注(29)

(24) 「가습기 살균제, 원인미상 폐손상 위험요인 추정」2011.8.31. 질병관리청ウェブサイト <https://kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list_no=9368&cg_code=&act=view&nPage=2>; 「원인 미상 임산부 폐렴, 가습기 살균제가 원인」『중앙일보』2011.9.1. <<https://news.joins.com/article/6101259#none>>

(25) 「가습기살균제, 사용 중단 강력 권고」2011.11.4. 질병관리청ウェブサイト <https://kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list_no=9401&cg_code=&act=view&nPage=2>; 「가습기살균제로 인한 폐손상 확인」복지부 귀 실험 결과…사용·판매 중단 강력 권고」『한겨레』2011.11.4. <https://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/504042.html>

(26) 「'6종 가습기 살균제 수거 명령 발동' 수정 (최종)」2011.11.11. 질병관리청ウェブサイト <https://kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list_no=9406&cg_code=&act=view&nPage=2>; 「원인 불명 폐손상' 가습기살균제 6종 수거 명령」『한겨레』2011.11.11. <<https://www.hani.co.kr/arti/society/health/505117.html>> なお、本稿における「수거」、「회수」の訳については、日本の食品衛生法、食品表示法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、韓国の薬事法、医療機器法及び韓国六法編集委員会編『現行韓国六法改訂版』ぎょうせい、2019に掲載の消費者基本法、食品衛生法、薬事法を参考にした。

(27) 「가습기살균제 피해구제를 위한 특별법 (법률 제 14566 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=191625&ancYd=20170208&ancNo=14566&efYd=20170809&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(28) 第21条は、2020年3月24日の一部改正により削除。

さらに、2018年3月20日には、対象がより広い「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」⁽³⁰⁾（以下「化学製品安全法」）が制定、公布され、2019年1月1日に施行された。直近では、2021年5月18日に一部改正された⁽³¹⁾。この法律は、「家庭、事務室、多衆利用施設等日常的な生活空間で使用される化学製品であって人又は環境に化学物質の露出を誘発する可能性があるもの」を「生活化学製品」と定義する（第3条）。また、「生活化学製品及び殺生物剤管理委員会」を設置し（第6条）、生活化学製品についての危害性評価及び安全確認対象生活化学製品の指定（第8条）、危害性等に関する安全基準の設定（第9条）、殺生物物質についての承認（第12条）等について定められた。そのほか、殺生物製品の承認及び成分・配合比率等規定の事項の表示（第20条、第27条）、殺生物処理製品の安全基準・表示基準の遵守（第28条）、物質承認を受けた殺生物物質及び製品承認を受けた殺生物製品に関する情報の公開（第29条）、安全確認対象生活化学製品又は殺生物剤⁽³²⁾の有害性・危害性に関する情報若しくは殺生物物質又は殺生物製品の効果・効能が充分ではないという情報の報告（第36条）、生活化学製品又は殺生物剤の回収・廃棄等の措置（第37条）、殺生物製品被害調査団の設置・運営（第48条の3）等の規定が置かれている⁽³³⁾。

4 社会的惨事の真相糾明及び安全社会建設等のための特別法の制定

また、前述のセウォル号沈没事故とも関連して、「社会的惨事の真相糾明及び安全社会建設等のための特別法」⁽³⁴⁾が2017年12月12日に公布、施行された。この法律は、加湿器殺菌剤事件及びセウォル号沈没事故⁽³⁵⁾の発生原因・収拾過程・後続措置等の事実関係及び責任所在の真相を明らかにし、被害者を支援し、災害・災難⁽³⁶⁾の予防及び対応方を策定し、安全な社会を建設・確立することを目的とするものであり（第1条）、この法律により、「加湿器殺菌剤事件及び4・16セウォル号惨事特別調査委員会」（以下「委員会」という。）が置かれた（第3条）。

その後、この法律は、2020年12月22日に一部改正され⁽³⁷⁾、委員会の活動期間が延長された。当初は、最初の調査開始決定から1年以内に活動を完了しなければならず、完了することが難

(29) 2020年3月24日一部改正現在のものによる。「가습기살균제 피해구제를 위한 특별법 (법률 제 17102 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=215909&ancYd=20200324&ancNo=17102&efYd=20200925&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(30) 「생활화학제품 및 살생물의 안전관리에 관한 법률 (법률 제 15511 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=202779&ancYd=20180320&ancNo=15511&efYd=20190101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 金度勲「特集 韓国における化学物質規制 <化評法、化学製品安全法、産安法、化管法>—日本企業はどのように対応すればいいのか?—」『化学物質管理』4(6), 2020.1, pp.15-27.

(31) 「생활화학제품 및 살생물의 안전관리에 관한 법률 (법률 제 18170 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232191&ancYd=20210518&ancNo=18170&efYd=20211231&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(32) 殺生物物質、殺生物製品及び殺生物処理製品（化学製品安全法第3条第6号）

(33) 法文の内容に関する記述は、2021年5月18日改正時点のもの（前掲注(31)）による。

(34) 「사회적 참사의 진상규명 및 안전사회 건설 등을 위한 특별법 (법률 제 15213 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199560&ancYd=20171212&ancNo=15213&efYd=20171212&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(35) 法律原文では、「4・16 세월호참사 (4・16セウォル号惨事)」とされている。

(36) 災難、災害の用語に関しては、藤原夏人「韓国の災害法制」『外国の立法』No.251, 2012.3, p.207. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487063_po_02510008.pdf?contentNo=1> を参照。

(37) 「사회적 참사의 진상규명 및 안전사회 건설 등을 위한 특별법 (법률 제 17751 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224671&ancYd=20201222&ancNo=17751&efYd=20201222&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

しい場合に1度のみ1年以内で延長することができるとされていた規定が、最初の調査開始決定から2022年6月10日までに活動を完了しなければならないとされた(第7条第1項)。

II 関連法の動向

産業災害、製品の安全管理等に関しては、労働関連法、製造物関連法等でそれぞれ規定が置かれている。以下では、まず、労働関連法として勤労基準法、産業安全保健法、産業災害補償保険法の現状及び近年の改正動向を整理する。次に、製造物に関する現行法は、製造物全体に関係するもののほか、食品、医薬品、医療機器等の個別種類ごとの法律⁽³⁸⁾も存在するが、ここでは、消費者基本法、製造物責任法、製品安全基本法及び2021年7月に新たに制定された「人体適用製品の危害性評価に関する法律」⁽³⁹⁾について、それらの制定・改正動向について整理する。

1 労働関連法

(1) 勤労基準法

韓国の労働関係法令の中で、憲法上の規定⁽⁴⁰⁾に沿って労働条件の基準を定めた法律として、「勤労基準法」⁽⁴¹⁾が定められている⁽⁴²⁾。勤労基準法は、1953年5月10日に制定され、同年8月9日に施行された⁽⁴³⁾。1996年12月の一部改正の際に、国会での議決手続に対する批判及び改正内容に対する労働界からの反発⁽⁴⁴⁾が起こり、1997年3月13日、既存の勤労基準法が廃止され⁽⁴⁵⁾、それに代わる新たな勤労基準法が制定された⁽⁴⁶⁾。

この後も複数回の改正を経ており、直近では、2021年5月18日に一部改正がなされた(2021年11月19日施行)。この改正時点で、本法律は、本則部分が13章構成になっている。その内

(38) 食品に関しては「食品衛生法」等、医薬品に関しては「薬事法」等、医療機器に関しては「医療機器法」等の関連法がある。

(39) 後掲注(88)。

(40) 憲法第32条第3項には、次のように規定されている。「勤労条件の基準は、人間の尊厳性を保障するよう、法律で定める。」(「대한민국헌법(헌법 제 10 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)

(41) 「근로기준법(법률 제 18176 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lInfoP.do?lsiSeq=232199&ancYd=20210518&ancNo=18176&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(42) 「この法律は、憲法に従い勤労条件の基準を定めることで、勤労者の基本的生活を保障、向上させ、均衡のとれた国民経済の発展を図ることを目的とする。」勤労基準法(法律第18176号)第1条, 同上(2021年5月18日一部改正時点のものによる。); 金鎔基「韓国勤労基準法の特質とその起源」『商學討究』52(2・3), 2001.12, pp.153-185; 蔡勝錫「韓国の勤労基準法」『現代法学』1号, 2000.12, pp.3-23.

(43) 「근로기준법(법률 제 286 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/lInfoP.do?lsiSeq=4963&ancYd=19530510&ancNo=00286&efYd=19530809&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(44) 「しかし、1996年末の労働法改正は、与党単独の強行処理であるという批判と当初の労使関係改革委員会の公益案に比べて使用者側の意見が多く反映されているという労働界の強い反発により、翌年に関連法がすべて廃止され、新法を制定する手続を踏むことになる。」(文武基・徐侖希「第1章 朴政権下の労働市場改革と労働法の課題 第1節 1990年代以降の韓国における労働関係法上の規制緩和政策」脇田滋ほか『日韓比較労働法 3』旬報社, 2019, p.6.)

(45) 「근로기준법(법률 제 5305 호) 제정·개정 이유」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/lInfoP.do?lsiSeq=4974&lsId=&efYd=19970313&chrClsCd=010202&urlMode=lsEInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=#>>

(46) 「근로기준법(법률 제 5309 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lInfoP.do?lsiSeq=53681&ancYd=19970313&ancNo=05309&efYd=19970313&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

容は、第1章：総則（第1条～第14条）、第2章：勤労契約（第15条～第42条）⁽⁴⁷⁾、第3章：賃金（第43条～第49条）、第4章：勤労時間と休息（第50条～第63条）、第5章：女性及び少年（第64条～第75条）、第6章：安全及び保健（第76条）、第6章の2：職場内のいじめの禁止（第76条の2～第76条の3）、第7章：技能習得（第77条）、第8章：災害補償（第78条～第92条）、第9章：就業規則（第93条～第97条）、第10章：寄宿舍（第98条～第100条の2）、第11章：勤労監督官等（第101条～第106条）、第12章：罰則（第107条～第116条）である。このうち、第6章（第76条「安全及び保健」）は、勤労者の安全及び保健に関しては、後述の産業安全保健法の規定に従うことを規定している。

(2) 産業安全保健法

産業安全保健法⁽⁴⁸⁾は、1981年12月31日に制定され、1982年7月1日に施行された。以後複数回にわたり改正を経ており、近年での大きな改正は、2019年1月15日の全部改正⁽⁴⁹⁾である。この全部改正により、本則全12章175か条となり、その構成は、第1章：総則（第1条～第13条）、第2章：安全保健管理体制等（第14条～第28条）⁽⁵⁰⁾、第3章：安全保健教育（第29条～第33条）、第4章：有害・危険防止措置（第34条～第57条）、第5章：請負時の産業災害予防（第58条～第79条）⁽⁵¹⁾、第6章：有害・危険機械等に対する措置（第80条～第103条）⁽⁵²⁾、第7章：有害・危険物質に対する措置（第104条～第124条）⁽⁵³⁾、第8章：勤労者保健管理（第125条～第141条）⁽⁵⁴⁾、第9章：産業安全指導士及び産業保健指導士（第142条～第154条）、第10章：勤労監督官等（第155条～第157条）、第11章：補則（第158条～第166条）、第12章：罰則（第167条～第175条）となった⁽⁵⁵⁾。

(47) 第35条は、2019年1月15日の一部改正により削除。

(48) 「산업안전보건법 (법률 제 3532 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=4829&ancYd=19811231&ancNo=03532&efYd=19820701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> なお、本稿における請負人（수급인）、関係請負人（관계수급인）、注文者（도급인）の訳に関しては、日本の民法、建設業法、労働安全衛生法、労働基準法、韓国の民法、産業安全保健法及び韓国六法編集委員会編『現行韓国六法 改版』ぎょうせい、2019に掲載の労働基準法を参考にした。

(49) 「[2017834] 산업안전보건법 전부개정법률안 (대안) (환경노동위원장)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J1U8O1H2J2Y7T1V6G1S7J2L5G9Z4W7>; 「산업안전보건법 (법률 제 16272 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206708&ancYd=20190115&ancNo=16272&efYd=20200116&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「산업안전보건법, 근로기준법 등 8 개 법률안 국회 본회의 통과」 2018.12.27. 고용노동부ウェブサイト <http://www.moel.go.kr/news/eneews/report/eneewsView.do?news_seq=9512>; 「산업안전보건법 전부개정법률 공포!」 2019.1.15. 同 <http://www.moel.go.kr/news/eneews/report/eneewsView.do?news_seq=9555>

(50) 第1節：安全保健管理体制（第14条～第24条）、第2節：安全保健管理規定（第25条～第28条）

(51) 第1節：請負の制限（第58条～第61条）、第2節：注文者の安全措置及び保健措置（第62条～第66条）、第3節：建設業等の産業災害予防（第67条～第76条）、第4節：その他の雇用形態における産業災害予防（第77条～第79条）

(52) 第1節：有害又は危険な機械等に対する防護措置等（第80条～第82条）、第2節：安全認証（第83条～第88条）、第3節：自律安全確認の申告（第89条～第92条）、第4節：安全検査（第93条～第100条）、第5節：有害・危険機械等の調査及び支援等（第101条～第103条）

(53) 第1節：有害・危険物質の分類及び管理（第104条～第118条）、第2節：石棉に対する措置（第119条～第124条）

(54) 第1節：勤労環境の改善（第125条～第128条）、第2節：健康診断及び健康管理（第129条～第141条）

(55) 2019年1月15日公布の全部改正産業安全保健法については、以下を参照。脇田滋「翻訳 韓国における雇用安全網関連の法令・資料 (9) 産業安全保健法改正の概要 (危険の外注化原則禁止等)」『龍谷法学』51(4), 2019.3, pp.3085-3119; 同「第2章 文政権下の労働法改革 第1節 韓国・文在寅政権と労働法改革をめぐる動向」脇田滋ほか『日韓比較労働法 3』前掲注(44), pp.44-47.

この後も、2020年3月31日、同年6月9日、2021年4月13日、同年5月18日にそれぞれ一部改正がなされ、2020年5月26日には、「法律用語整備のための環境労働委員会所管65件の法律一部改正のための法律」⁽⁵⁶⁾による法律用語の改正が行われた。2020年3月の改正では、現場実習を受ける職業教育訓練生に対し、本法律上の勤労者に対する安全・保健等に関する規定⁽⁵⁷⁾を準用する規定が新設された(第166条の2)⁽⁵⁸⁾。同年6月9日の改正では、重大災害が発生し、その発生場所の周辺に産業災害が広がる可能性があるとして判断される等不可避な場合に、雇用労働部長官が出す当該事業場の作業中止命令に違反した者に対する罰則規定を加えた(第168条第2号)。また、注文者の事業場で関係請負人又はその勤労者が作業を行う場合に、注文者が資格者に作業環境測定をさせなければならないとした規定に違反した者に対する過料規定を加えた(第175条第4項第6号)⁽⁵⁹⁾。2021年4月の改正では、第41条の、顧客の暴言等による勤労者の健康障害の予防措置等に関する規定が一部改正された⁽⁶⁰⁾。

2021年5月18日に公布された改正法では、まず、地方自治体の責務及び管轄地域内の産業災害予防のための措置に関する規定(第4条の2、第4条の3)が置かれた。また、同じ場所でなされる注文者及び関係請負人等の作業における関係請負人等の作業時期、内容、安全及び保健措置の確認並びに作業混在により火災・爆発等が発生するおそれがある場合の作業時期・内容等の調整に関する規定(第64条第1項第7号～第8号)が置かれる等の改正がなされた⁽⁶¹⁾。

2021年7月24日には、更なる一部改正案が国会を通過し⁽⁶²⁾、同年8月17日に改正法が公布された⁽⁶³⁾。この改正では、建設工事の産業災害予防指導に関して、「建設災害予防専門指導機関⁽⁶⁴⁾は、建設工事注文者に産業災害予防のための指導を実施しなければならず、建設工事注文者は、指導に従い適切な措置を採らなければならない。」とする規定が置かれた(第73条第2項)。また、関係請負人の勤労者を含む勤労者のための休憩施設の設置に関する規定(第128条の2)が新設された。

(56) 「법률용어 정비를 위한 환경노동위원회 소관 65 개 법률 일부개정을 위한 법률 (법률 제 17326 호)」 국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=218175&ancYd=20200526&ancNo=17326&efYd=20200526&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第57条

(57) 第5条(事業主等の義務)、第29条(勤労者に対する安全保健教育)、第38条(安全措置)～第41条(顧客の暴言等による健康障害予防措置)、第51条(事業主の作業中止)～第57条(産業災害発生隠ぺいの禁止及び報告等)、第63条(注文者の安全措置及び保健措置)、第114条(物質安全保健資料の掲示及び教育)第3項、第131条(臨時健康診断の命令等)、第138条(疾病者の勤労禁止・制限)第1項、第140条(資格等による就業制限等)、第155条(勤労監督官の権限)～第157条(監督機関に対する申告)。なお、各条のタイトルは、2020年3月改正時点のものによる。

(58) 「산업안전보건법 (법률 제 17187 호) 제정·개정이유」 국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=216365&lsId=&efYd=20200331&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=#>>

(59) 「산업안전보건법 (법률 제 17433 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=219125&ancYd=20200609&ancNo=17433&efYd=20201001&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(60) 「산업안전보건법 (법률 제 18039 호) 제정·개정문」 同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=231429&lsId=&efYd=20211014&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>>

(61) 「산업안전보건법 (법률 제 18180 호) 제정·개정문」 同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=232227&lsId=&efYd=20211119&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>>

(62) 「[2111677] 산업안전보건법 일부개정법률안 (대안) (환경노동위원장)」 의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L2E1V0Z6Z2T2U0F9D2V0I4X7P2Y5W4>

(63) 「산업안전보건법 (법률 제 18426 호)」 前掲注(6)

(64) 産業安全保健法第74条の規定により、雇用労働部長官の指定を受けた機関。

(3) 産業災害補償保険法

産業災害補償保険法⁽⁶⁵⁾は、1963年11月5日に制定、1964年1月1日に施行され、その後改正を経ている。この法律は、産業災害補償保険事業に関する事項を定めており、勤労者を使用する全ての事業又は事業場に適用される⁽⁶⁶⁾(第6条)。直近の2021年8月17日改正時点で、この法律は、第1章:総則(第1条~第9条)、第2章:勤労福祉公団(第10条~第35条)⁽⁶⁷⁾、第3章:保険給付(第36条~第91条)、第3章の2:じん肺に伴う保険給付の特例(第91条の2~第91条の11)、第4章:勤労福祉事業(第92条~第94条)、第5章:産業災害補償保険及び予防基金(第95条~第102条)、第6章:審査請求及び再審査請求(第103条~第111条)、第7章:補則(第111条の2~第126条の2)、第8章:罰則(第127条~第129条)の全9章構成になっているが、そのうち第5章「産業災害補償保険及び予防基金」では、雇用労働部長官が保険事業、産業災害予防事業に必要な財源の確保等のために産業災害補償保険及び予防基金を設置することが定められている。この基金は、保険料、基金運用収益金、積立金、基金の決算上の剰余金、政府又は政府でない者による出えん金及び寄付金、借入金その他収入金を財源とし(第95条)、保険給付の支給及び返還金の返還、災害勤労者の福祉増進、産業安全保健法第12条に規定された産業災害予防のための財源等の用途に使用される(第96条)⁽⁶⁸⁾。

2 製造物関連法

(1) 消費者基本法

消費者基本法⁽⁶⁹⁾は、1980年1月4日制定の「消費者保護法」⁽⁷⁰⁾が、2006年9月27日の全部改正で「消費者基本法」に名称変更された⁽⁷¹⁾後に、更に複数回の改正を経ている。

直近で改正された、2020年12月29日改正の消費者基本法(2021年12月30日施行)⁽⁷²⁾では、本則全11章95か条構成のうち、第7章に「消費者安全」(第45条~第52条)の項目があり、総則、消費者安全措置、危害情報の収集等の3節に区分される。

この法律において、「事業者」は「物品を製造(加工又は包装を含む。以下同様。)・輸入・販売し、又は用役を提供する者をいう。」と定義される(第2条第2号)。事業者は、製造、輸入、販売又は提供を行った物品等に、消費者に危害を及ぼす、又はそのおそれがある重大な欠陥がある事実を知った場合、若しくは事業者が製造、輸入、販売又は提供を行った物品等と同一の物品等について外国で欠陥が発見され、事業者が外国政府からの勧告又は命令を受けて、

(65) 「산업재해보상보험법 (법률 제 1438 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=7257&ancYd=19631105&ancNo=01438&efYd=19640101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(66) ただし、「産業災害補償保険法施行令(大統領令第31750号)」第2条第1項により、適用が除外される事業又は事業場が定められる。

(67) 第33条は、2010年1月27日の一部改正により削除。

(68) 産業安全保健法(法律第18426号)第12条(産業災害予防の財源); なお、法文の内容に関する記述は、2021年8月17日改正時点の「산업재해보상보험법 (법률 제 18425 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234771&ancYd=20210817&ancNo=18425&efYd=20220218&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> による。

(69) 「소비자기본법 (법률 제 17799 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=225051&ancYd=20201229&ancNo=17799&efYd=20211230&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(70) 「소비자보호법 (법률 제 3257 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=7013&ancYd=19800104&ancNo=03257&efYd=19820913&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(71) 「소비자기본법 (법률 제 7988 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=75548&ancYd=20060927&ancNo=07988&efYd=20070328&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(72) 「独占規制及び公正取引に関する法律」の全部改正に伴う改正(前掲注(69))。

若しくは自発的に回収・破棄等を行った場合又は外国の他の事業者が当該措置を行った事実を知った場合、製造、輸入、販売又は提供を行った物品等の欠陥を所管の中央行政機関の長に報告しなければならない（第47条第1項）。なお、本法第47条第1項によって欠陥内容の報告をしなければならない事業者は、物品等を製造・輸入し、又は提供する者、物品に氏名・商号その他識別可能な記号等を付けて自身を製造者と表示した者、「流通産業発展法」⁽⁷³⁾第2条第3号で定義する大規模店舗のうち、大型マート⁽⁷⁴⁾等を設置し、運営する者⁽⁷⁵⁾、その他大統領令で定める者とされる（第47条第3項、消費者基本法施行令（大統領令第31553号）第34条第3項）。また、事業者は、消費者に提供した物品等の欠陥により消費者に危害を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、当該物品等の回収等の必要な措置を採らなければならない（第48条）。このほか、中央行政機関の長による物品等の回収等の必要な措置の勧告（第49条）、中央行政機関の長による回収等の命令等（第50条）、消費者安全センターの設置（第51条）等の規定が置かれている。

また、近年の改正のうち、2017年10月31日の改正⁽⁷⁶⁾では、それまで公正取引委員会に置かれていた消費者政策委員会が国務総理⁽⁷⁷⁾の所属となった（第23条）。また、事業者が提供する物品等により消費者に大統領令（消費者基本法施行令）で規定する危害が発生し、又はそのおそれがある場合及びその危害の発生又は拡散を防止するため複数の中央行政機関による総合的対策の整備が必要な場合、この消費者政策委員会の委員長が緊急会議を招集することができるという規定（第25条の2）が新設された。

(2) 製造物責任法

2000年1月12日に、製造物責任法⁽⁷⁸⁾が制定・公布され、2002年7月1日に施行された。初制定時は、本則全8か条及び附則から成り、2013年5月22日、2017年4月18日にそれぞれ一部改正された。2013年5月の改正は、それまで使用されていた法律用語の平易化及び漢字を使用していた部分をハングル表記に変更する（一部は括弧書きで漢字を併記した。）等の内容の改正であった⁽⁷⁹⁾。一方、2017年4月の改正では、加湿器殺菌剤事件を受けて、第3条（製

(73) 「유통산업발전법 (법률 제 18310 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234181&ancYd=20210720&ancNo=18310&efYd=20220721&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(74) 「大統領令で定める用役の提供場所（以下「用役の提供場所」という。）を除いた売場面積の合計が3千平方メートル以上の店舗の集団であって、食品・家電及び生活用品を中心に店員の助けなく消費者に小売する店舗の集団」流通産業発展法別表（「유통산업발전법 (법률 제 18310 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsBylInfoP.do?bylSeq=13386227&lsiSeq=234181&efYd=20220721>> 별표)

(75) 「「流通産業発展法」第2条第3号による大規模店舗の種類のうち、大型マート・専門店・百貨店・ショッピングセンター・複合ショッピングモールその他大規模店舗（以下「大型マート等」という。）を設置し、運営する者（以下「流通事業者」という。）をいう。」「소비자기본법 시행령 (대통령령 제 31553 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230553&ancYd=20210323&ancNo=31553&efYd=20210325&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第34条第3項

(76) 「소비자기본법 (법률 제 15015 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198535&ancYd=20171031&ancNo=15015&efYd=20180501&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(77) 国会の同意を得て大統領が任命する職で、大統領を補佐し大統領の命を受けて行政各部を統轄する（大韓民国憲法第86条）。「대한민국헌법 (헌법 제 10 호)」前掲注(40)

(78) 「제조물책임법 (법률 제 6109 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=57954&ancYd=20000112&ancNo=06109&efYd=20020701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(79) 「[1900826] 제조물책임법 일부개정법률안 (정부)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_Z1H2H0K712K3H1L7P1L3P3X3L6L1G1>

(80) 「[2006505] 제조물 책임법 일부개정법률안 (대안) (정무위원장)」同上 <<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDe>

造物責任)の一部が改正されたことに加え、第3条の2(欠陥等の推定)の規定が新設された⁽⁸⁰⁾。現在、本則全9か条及び附則から成り、製造物責任(第3条)、免責事由(第4条)、連帯責任(第5条)等が定められている⁽⁸¹⁾。

(3) 製品安全基本法

2010年2月4日に、製品安全基本法⁽⁸²⁾が制定された。2011年2月5日に施行された後、複数回にわたる改正を経ており、直近の改正は、2019年12月10日の一部改正(2020年6月11日施行)である⁽⁸³⁾。この法律において「製品」とは、消費者が最終的に使用する物品又はその部分品若しくは付属品とされ(第3条)、製品の安全性確保手段(第3章:第9条~第15条の3)、製品安全管理の基盤造成(第4章:第16条~第21条⁽⁸⁴⁾)等に関して定める。

近年の改正では、まず、2017年3月21日の一部改正で、国務総理の下に製品安全政策協議会を置く規定が新設された(第7条の2)。この製品安全政策協議会において、政府が3年ごとに策定する製品安全管理に関する総合計画の策定、施行に関する事項、不法・不良製品の輸入・流通制限のための関係部署間の協力に関する事項、事前安全管理又は事後市場管理措置が必要な製品についての所管部署調整に関する事項等の協議が行われる(同条、第7条)。

また、2018年3月20日の一部改正では、それまで当該法律に置かれていた韓国製品安全協会⁽⁸⁵⁾に関する規定(第21条)を削除し、第4章の2:韓国製品安全管理院(第21条の2~第21条の5)が新設され、この中で、製品安全管理制度に関する調査研究及び教育広報等の業務を行う韓国製品安全管理院⁽⁸⁶⁾を設立することが定められた(第21条の2、第21条の3)⁽⁸⁷⁾。

このほか、2019年12月改正現在、中央行政機関の長による製品の安全性調査(第9条)及び消費者からの安全性調査要請に関する規定(第9条の2)、輸入製品の安全性調査(第9条の3)、製品の回収等に関する規定(第10条~第13条、第15条の3)、事業者の報告義務及び事故調査に関する規定(第13条の2~第13条の3)等が定められている。

(4) 人体適用製品の危害性評価に関する法律

日常生活上広く一般に使用される様々な製品・製造物の中でも、食品、医薬品等、人体に直接影響を与えうる製品について、その危害性評価に関する規定を盛り込んだ「人体適用製品の

tail.do?billId=PRC_L1M7S0I2T2Q4T1N0A1F3T4N1X2I0B5>; 藤原夏人「【韓国】製造物責任法の改正—懲罰的損害賠償の導入—」『外国の立法』No.272-1, 2017.7, p.32. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10375756_po_02720113.pdf?contentNo=1>

(81) 2021年10月25日現在施行中のものによる。「제조물 책임법 (법률 제 14764 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=193381&ancYd=20170418&ancNo=14764&efYd=20180419&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(82) 「제품안전기본법 (법률 제 10028 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=102511&ancYd=20100204&ancNo=10028&efYd=20110205&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(83) 「제품안전기본법 (법률 제 16803 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=212227&ancYd=20191210&ancNo=16803&efYd=20200611&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(84) 第21条は2018年3月20日の改正で削除された。

(85) 製品安全等に関して、製造物責任保険、安全教育等に関する事業を行う機関。「주요사업」 한국제품안전협회ウェブサイト <<http://www.ksafety.kr/introBiz.do>>

(86) 当該改正法により、2018年9月に新たに設立された。한국제품안전관리원ウェブサイト <<http://www.kips.kr/>>

(87) 法文の内容に関する記述は、2019年12月10日改正時点のものによる。

(88) 「인체적용제품의 위해성평가에 관한 법률 (법률 제 18365 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234363&ancYd=20210727&ancNo=18365&efYd=20220128&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

危害性評価に関する法律⁽⁸⁸⁾が2021年7月27日に制定、公布された。本則全25か条及び附則から成り、2022年1月28日に施行される。

この法律では、「人体適用製品」を、人が摂取・投与・接触・吸入等を行うことで人体に直接影響を与える可能性のあるものであって、「食品衛生法」の定義による食品、食品添加物、器具及び容器・包装、「農水産物品質管理法」の定義による農水産物及び農水産加工品、「畜産物衛生管理法」の定義による畜産物、「酒税法」の定義による酒類、「健康機能食品に関する法律」の定義による健康機能食品、「薬事法」の定義による医薬品、韓薬⁽⁸⁹⁾、韓薬製剤及び医薬部外品（動物用医薬品及び医薬部外品を除く）、「麻薬類の管理に関する法律」の定義による麻薬類、「化粧品法」の定義による化粧品、「医療機器法」の定義による医療機器、「衛生用品管理法」の定義による衛生用品その他大統領令で定める法律によって食品医薬品安全処⁽⁹⁰⁾長が管理する製品のいずれかに該当するものとしている（第2条第1号）。

本法律により、食品医薬品安全処長の下に危害性評価政策委員会（以下「委員会」）が置かれ（第7条）、食品医薬品安全処長は、委員会の審議を経て人体適用製品の危害性評価の対象を選定することができ（第9条）、選定した製品について危害性評価を遂行しなければならない（第10条）と定められた。また、危害性評価の結果に従って、委員会の審議を経て、2種以上の人体適用製品に存在する危害要素に対する人体露出安全基準を設定しなければならない（第14条）。併せて、必要な場合には、危害性評価の結果等を公開しなければならない（第15条）。消費者等は、人体適用製品の危害性評価を食品医薬品安全処長に要請することができる（第16条）。食品医薬品安全処長は、危害性評価に関連する情報の収集・分析及び活用を推進するための施策を整備し、推進しなければならない、危害性評価関連情報の統合的管理のためのシステムを構築し、運営しなければならない（第18条）。

Ⅲ 「重大災害の処罰等に関する法律」の概要

1 制定の経緯

重大な産業災害等の発生時の企業等の処罰に関する新たな法律の制定に関しては、2017年4月14日に魯會燦（ノ・フェチャン）議員（当時）の代表発議による「災害に対する企業及び政府責任者処罰に関する特別法案」⁽⁹¹⁾が提出され⁽⁹²⁾、同月17日に所管委員会である法制司法委員会に回付され、同年9月19日の第354回国会法制司法委員会に上程された⁽⁹³⁾が、第20

(89) 「『韓薬』とは、動物・植物又は鉱物から採取されたものであって、主に原形のまま乾燥・切断又は精製された生薬をいう。」（『약사법（법률 제 18307 호）』同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=233961&ancYd=20210720&ancNo=18307&efYd=20220121&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第5号）

(90) 食品、医薬品等の安全に関する事務を管掌するために国務総理の下に置かれた中央行政機関。「정부조직법（법률 제 17646 호）」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224249&ancYd=20201215&ancNo=17646&efYd=20240101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第25条

(91) 「[2006761] 재해에 대한 기업 및 정부책임자 처벌에 관한 특별법안（노회찬의원 등 11인）」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D1V7K0T4S1R4N1C7T3O9M1S5U9Q9W9>

(92) 「강은미, 1호 법안 ‘중대재해기업처벌법’ 발의 약속」 『광주 in』 2020.5.27. <<https://www.gwangjuin.com/news/articleView.html?idxno=211541>>

(93) 「제 354 회국회（정기회）법제사법위원회회의록」 제 1 호, 2017.9.19.

代国会（2016年5月30日～2020年5月29日）の期間満了に伴い、廃案となっていた。

第21代国会(2020年5月30日～2024年5月29日予定)開始直後の2020年6月11日、「[2100377] 重大災害に対する企業及び責任者処罰等に関する法律案（姜恩美（カン・ウンミ）議員等14人）」⁽⁹⁴⁾が提出され、その後も関連する法案がそれぞれ提出された。このうち、2020年11月17日に提出された「[2105421] 重大災害に対する企業及び政府責任者処罰法案（李誕熙（イ・タンヒ）議員等11人）」⁽⁹⁵⁾は、同月12日に提出された「[2105290] 重大災害に対する企業及び政府責任者処罰法案（朴柱民（パク・チュミン）議員等45人）」⁽⁹⁶⁾に一部の内容を追加する形で提出されたもので、「ともに審議される必要がある」とされたものであった。同年12月1日には「[2106019] 重大災害予防のための企業の責任強化に関する法律案（林利子（イム・イジャ）議員等10人）」⁽⁹⁷⁾が、同月14日には「[2106436] 重大災害に対する企業及び政府責任者処罰法案（朴範界（パク・ボムゲ）議員等12人）」⁽⁹⁸⁾が提出され、第21代国会における重大災害関連法案は計5件となっていた。また、これらの法制定の動きに関連して、「安全な職場及び社会のための“重大災害企業処罰法”制定に関する請願」⁽⁹⁹⁾も提出された。

これらの法案は、法制司法委員会が所管委員会となり審議され、その過程で、法案に対する経済界等の側からの内容変更・補完等に関する意見もあり⁽¹⁰⁰⁾、複数の事項の変更、削除等がなされた⁽¹⁰¹⁾。また、2020年12月2日には、関連する公聴会も開催された⁽¹⁰²⁾。2021年1月8日の法制司法委員会全体会議で、これら5件の法案をまとめた委員会案「[2107249] 重大災害の処罰等に関する法律案（代案）（法制司法委員長）」⁽¹⁰³⁾が可決された後、同日の本会議での提案説明、討論を経て、在席266人のうち賛成164人、反対44人、棄権58人で可決された⁽¹⁰⁴⁾。その後、同月26日に「重大災害の処罰等に関する法律」（重大災害処罰法）が公布された。この法律は、第16条の規定を除いて、公布から1年を経た2022年1月27日に施行される⁽¹⁰⁵⁾。

(94) 「[2100377] 중대재해에 대한 기업 및 책임자 처벌 등에 관한 법률안 (강은미의원 등 14 인)」前掲注(15)

(95) 「[2105421] 중대재해에 대한 기업 및 정부 책임자 처벌법안 (이탄희의원 등 11 인)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2D0A1T1R1C6E1D3G4V9G0U0X1A4O6>

(96) 「[2105290] 중대재해에 대한 기업 및 정부 책임자 처벌법안 (박주민의원 등 45 인)」前掲注(15)

(97) 「[2106019] 중대재해 예방을 위한 기업의 책임 강화에 관한 법률안 (임이자의원 등 10 인)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X2W0C1J2U0B1D1R8N4V4E4L7Z8Y5V6>

(98) 「[2106436] 중대재해에 대한 기업 및 정부 책임자 처벌법안 (박범계의의원 등 12 인)」前掲注(15)

(99) 「[2100013] 안전한 일터와 사회를 위한 “중대재해기업처벌법” 제정에 관한 청원 (김미숙외 100,000 인)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y2C0G0J9L2Q2B1G0W3T8C4B2G8M5I8>

(100) 「제 383 회국회 (임시회) 법제사법위원회회의록 (법안심사제 1 소위원회)」 제 2 호, 2020.12.29, pp.21-23.

(101) 2021年1月8日の国会本会議における正義党の柳好貞(リュ・ホジョン)議員の発言の中で、法案審議過程で変更又は削除された複数の部分について言及されている。「제 383 회국회(임시회) 국회본회의회의록」제 2 호, 2021.1.8, pp.50-51.

(102) 「제 382 회국회 (정기회) 법제사법위원회회의록」 제 13 호, 2020.12.2, pp.6-26.

(103) 「[2107249] 중대재해 처벌 등에 관한 법률안 (대안) (법제사법위원장)」前掲注(15)

(104) 「제 383 회국회 (임시회) 국회본회의회의록」 제 2 호, 2021.1.8, pp.43-51; 諸一 「『重大災害処罰法』、国会本会議を通過」『ビジネス短信』2021.1.22. 日本貿易振興機構 (JETRO) ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/ba7eb39c5ccb6d6c.html>>

(105) 附則第1条により、第16条は公布と同時に施行される。また、この法律の施行時に個人事業者又は常時勤労者が50人未満の事業若しくは事業場(建設業は工事金額が50億ウォン未満の工事)については、公布後3年を経過した日から施行される。中村穂佳「【韓国】重大な産業災害等の処罰及び防止に関する法律の制定」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, pp.26-27. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659067_po_02870111.pdf?contentNo=1>

2 概要

この法律は、本則全 16 条、附則 2 条から成り、その構成は、第 1 章：総則（第 1 条～第 2 条）、第 2 章：重大産業災害（第 3 条～第 8 条）、第 3 章：重大市民災害（第 9 条～第 11 条）、第 4 章：補則（第 12 条～第 16 条）となっている。

この法律において、重大産業災害及び重大市民災害を「重大災害」と規定する（第 2 条第 1 号）。「重大産業災害」とは、産業安全保健法第 2 条第 1 号による産業災害のうち、死亡者が 1 人以上発生し、同一事故により 6 か月以上の治療を要する負傷者が 2 人以上発生し、又は同一有害要因により急性中毒等の大統領令で定める職業性疾病者が 1 年以内に 3 人以上発生する結果を引き起こした災害をいう（同条第 2 号）。一方「重大市民災害」とは、特定原料、製造物、公衆利用施設又は公衆交通手段の設計、製造、設置、管理上の欠陥を原因として発生した災害であって、死亡者が 1 人以上発生し、同一事故により 2 か月以上の治療を要する負傷者が 10 人以上発生し、又は同一原因により 3 か月以上の治療を要する疾病者が 10 人以上発生する結果を引き起こした災害のうち、重大産業災害を除くものをいう（同条第 3 号）。

重大産業災害に関しては、まず、常時勤労者が 5 人未満の事業又は事業場の事業主（個人事業主に限定。以下同様。）又は経営責任者等には、本法律第 2 章の規定を適用しないこととしており（第 3 条）、事業主及び経営責任者等の安全及び保健確保義務（第 4 条）、請負、用役、委託等の関係における安全及び保健確保義務（第 5 条）、重大産業災害を起こした事業主及び経営責任者等の処罰（第 6 条）等を定めている。

重大市民災害に関しては、事業主及び経営責任者等の安全及び保健確保義務（第 9 条）及び重大市民災害を起こした事業主及び経営責任者等の処罰（第 10 条）等の規定が置かれている。

そのほか、損害賠償責任（第 15 条）、事業主等に対する安全保健管理体制構築及び重大災害予防のための政府からの支援等、国会の所管常任委員会に対する政府の報告義務等（第 16 条）に関する事項等を規定した。

3 改正案の発議等

現在までの様々な重大災害等を受けて重大災害処罰法が制定されたが、制定された重大災害処罰法に関しては、労働者の側からも、また、財界の側からも批判の声が上がっており⁽¹⁰⁶⁾、制定から約 4 か月後の 2021 年 5 月 13 日に、李誕熙議員ら 15 人の議員の発議により、最初の改正案⁽¹⁰⁷⁾が提出された。この改正案は、重大産業災害に対する両罰規定に関して、罰金刑の下限を 1 億ウォン⁽¹⁰⁸⁾とし（案第 7 条第 1 号）、併せて量刑手続に関する特例（案第 15 条）、国民量刑委員の指定等（案第 16 条）の規定をそれぞれ新設する内容のものである。この改正案では、「代表的に、2020 年 11 月に発議された「重大災害に対する企業及び政府責任者処罰法案」には、「罰金刑の下限」及び「量刑特例条項」があったが、2 つの条項が審査過程で削除された。」としている。

さらに、同年 6 月 17 日には、金永培（キム・ヨンベ）議員ら 17 人の議員により、別途の改

(106) 「양쪽서 비판받는 중대재해법… 송기현 “100% 정의일 순 없다”」『중앙일보』 2021.1.8. <<https://news.joins.com/article/23964951#none>>

(107) 「[2110092] 중대재해 처벌 등에 관한 법률 일부개정법률안(이탄희의원 등 15인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2W1U0L5E1Y3H0A9T0M2G0Q6Y6I6Y4>

(108) 1 ウォンは約 0.1 円（令和 3 年 10 月分報告省令レート）。

正案が提出された⁽¹⁰⁹⁾。これは、同月9日、光州広域市東区の工事現場において、解体中の建物が崩壊し、現場付近のバス停に停車していた市内バスが下敷きになり、計17人が死傷した事故⁽¹¹⁰⁾を受けてのものである。重大災害処罰法（以下、3において「制定法」。）では、「重大市民災害」の定義として、特定の原料、製造物、公衆利用施設又は公衆交通手段の設計、製造、設置、管理上の欠陥を原因として発生した一定規模以上の災害が規定されているが、この改正案には、これに「建設産業基本法」第2条第4号に規定された建設工事現場での安全管理、有害危険の防止の欠陥」を含める内容等が含まれている。

一方で経済界からも、憂慮等の声が上がっている⁽¹¹¹⁾。制定法の成立前には、中小企業中央会⁽¹¹²⁾等の4団体⁽¹¹³⁾が、尹昊重（ユン・ホジュン）法制司法委員会委員長（当時）を訪問し、法案に対する中小企業の立場を表明した⁽¹¹⁴⁾。法制定後、2021年3月25日には、韓国経営者総協会⁽¹¹⁵⁾、中小企業中央会等の7団体⁽¹¹⁶⁾が、制定法の内容の補完に関する要請事項を法制司法委員会及び関係機関に提出した⁽¹¹⁷⁾。また、それに先立ち2021年2月には、韓国経営者総協会が「重大災害処罰法関連産業界支援策整備のための企業需要調査結果」を、政府の関係機関⁽¹¹⁸⁾に提出した⁽¹¹⁹⁾。

おわりに

制定された重大災害処罰法については、複数の課題が指摘され⁽¹²⁰⁾、また、制定後も更なる

(109) 「[2110830] 중대재해 처벌 등에 관한 법률 일부개정법률안 (김영배의원등 17인)」의 안정보시시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W2E1J0Q6L1F5Z1J0N3X9K4W3O8A2E0>

(110) 「韓国ビル倒壊 人災か 9人死亡 解体業者ら聴取」『読売新聞』2021.6.11, p.8; 김예성, 김진수 「건축물 해체 안전관리 현황 및 향후 과제」『이슈와 논점』1850호, 2021.6.30. 국회입법조사처 웹사이트 <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=4&cmsCode=CM0018&categoryId=&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=35369>>

(111) 이병희 「[커버스토리 - 산업재해 공화국④] 시행 7개월 앞둔 ‘중대재해처벌법’…노·사 모두 불만」『이코노미스트』2021.6.11. <<https://economist.co.kr/2021/06/11/industry/normal/20210611143000181.html>>

(112) 「中小企業協同組合法」による中小企業協同組合の種類の一つ。中小企業協同組合は、協同組合、事業協同組合、協同組合連合会、中小企業中央会から成り、このうち中小企業中央会は全国を業務区域としており、各地域に地域本部が置かれている。「중소기업협동조합법 (법률 제 17799 호)」국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=225111&ancYd=20201229&ancNo=17799&efYd=20211230&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第3条、第6条; 중소기업중앙회 웹사이트 <<https://www.kbiz.or.kr/ko/index/index.do>>

(113) 中小企業中央会、大韓専門建設協會、大韓機械設備建設協會、小商人連合会。

(114) 「중소기업중앙회 등 4개 단체, 국회 윤호중 법사위원장 방문」2021.1.5. 중소기업중앙회 웹사이트 <<https://www.kbiz.or.kr/ko/contents/bbs/view.do?seq=149240&pg=28&pgSz=9&mnSeq=207>>

(115) 「연혁」한국경영자총협회 웹사이트 <<https://www.kefplaza.com/web/pages/gc34917h.do>>

(116) 韓国經營者總協會、大韓商工会議所、中小企業中央会、韓國貿易協會、全國經濟人連合会、韓國中堅企業連合会、大韓建設協會。

(117) 「경총 등 7개 경제단체, ‘중대재해 처벌 등에 관한 법률’ 보완입법 요청사항 국회 법사위 및 관계부처 제출」2021.3.29. 한국경영자총협회 웹사이트 <<https://www.kefplaza.com/web/pages/gc79582b.do?mnuId=gc79582b&bbsId=0001&nttId=9708&bbsFlag=View&pageIndex=6&searchCnd=0&searchWrd=>>>

(118) 法務部、環境部、雇用労働部、産業通商資源部、国土交通部、公正取引委員会。「경총, 중대재해처벌법 관련 기업 수요조사 결과 정부 제출」2021.2.26. 同上 <<https://www.kefplaza.com/web/pages/gc79582b.do?mnuId=gc79582b&bbsId=0001&nttId=9623&bbsFlag=View&pageIndex=7&searchCnd=0&searchWrd=>>>

(119) 業種別主要企業を対象に行われた調査で、質疑事項、建議事項等を内容としている。「경총, 중대재해처벌법 관련 기업 수요조사 결과 정부 제출」同上

(120) 안요환 「우리나라 중대재해처벌 관련 법제의 개선방안 연구: 「중대재해처벌법」을 중심으로」『입법과 정책』제13권 제1호, 2021.4, pp.63-88. 국회입법조사처 웹사이트 <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0007&brdSeq=34565>>

労働者の死傷事故及び重大事故等の発生に関して、社会的に大きな議論となっている。2021年4月には京畿道平沢(ピョンテク)市の平沢港で、20代の労働者が亡くなる事故が発生した⁽¹²¹⁾。この事故に関連して、「港湾安全特別法」が同年8月3日に制定、公布された⁽¹²²⁾。前述の、光州広域市東区の建設物撤去工事現場の事故及び2021年6月に発生した利川市所在の物流センター火災⁽¹²³⁾等に関連しては、建築法、建築物管理法等の改正案も提出されており、このうち利川市の物流センター火災に関連して、2021年9月28日、建築法一部改正案⁽¹²⁴⁾が国会を通過し、同年10月19日に公布された。この改正は、大規模な倉庫施設等、規定の用途及び規模の建築物についての防火区画等については別途に国土交通部令で定めることができるとする規定(第49条第2項但し書)を加える内容のものであり、国会を通過した改正案の基になった改正案2件⁽¹²⁵⁾のうち1件の中で、2021年6月の火災とあわせて、2020年4月の利川市における倉庫火災についても言及されている⁽¹²⁶⁾。

重大災害処罰法の施行に向けて、2021年7月12日、施行令の制定案が立法予告された⁽¹²⁷⁾。その後、2021年9月28日に施行令案が国务會議⁽¹²⁸⁾で議決され⁽¹²⁹⁾、「重大災害の処罰等に関

(121) 「また下請け若者労働者の安全事故死…300キロの鉄板の下敷きになった「人生の希望」『ハンギョレ』2021.5.7. <<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/39919.html>>; 「평택시, “이선호군 사망사고 애도... 재발 막아야”」2021.5.10. 평택시ウェブサイト <<https://www.pyeongtaek.go.kr/pyeongtaek/bbs/view.do?bIdx=234663&ptIdx=90&mId=0403060000>>

(122) 「항만안전특별법 (법률 제 18369 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234457&ancYd=20210803&ancNo=18369&efYd=20220804&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「항만에 특화된 안전관리체계 구축한다」2021.7.27. 해양수산부ウェブサイト <<https://www.mof.go.kr/article/view.do?articleKey=42490&searchSelect=title&boardKey=10&menuKey=971¤tPageNo=3>> この法律は、2020年8月13日に提出された「港湾運送事業法」一部改正案(「[2102915] 항만운송사업법 일부개정법률안 (최인호의원 등 12인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X2R0P0R8H1F3J1D0E0M6H4D8F8K8J9>)と、2021年6月7日に提出された「港湾安全特別法案」(「[2110653] 항만안전특별법안(맹성규의원등 40인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K2A1S0D6A0A3P1Q9H0C3W2E5P6S3G2>)が、委員会案(「[2111675] 항만안전특별법안 (대안) (농림축산식품해양수산위원장)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U2Z1E0F6D2L3H0U9J4U6R3V0A3Y9C0>)にまとめられる形で同年7月23日に国会を通過して成立したものである。

(123) 2021年6月17日、利川市の物流センターで火災が発生し、消防官1人が亡くなった。「쿠팡 화재 옛새 만에 완전진화... 빼대만 남고 모두 다 (종합)」『연합뉴스』2021.6.22. <<https://www.yna.co.kr/view/AKR20210622140051061?section=search>>

(124) 「[2112673] 건축법 일부개정법률안 (대안) (국토교통위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B2S1D0M9S1O5A1Z0G3D0W3Y4F4H0T6>

(125) 「[2111300] 건축법 일부개정법률안 (백혜련의원 등 23인)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X2S1R0D6N3V0P1O6M1J1U2V3X4T8D1>; 「[2112032] 건축법 일부개정법률안(송석준의원등 30인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K2A1F0U8C0S4R1R6Q4Q6E2W5W8B1P4>

(126) 「[2112032] 건축법 일부개정법률안 (송석준의원등 30인)」同上

(127) 「중대재해 처벌 등에 관한 법률 시행령 제정 (안) 입법예고」2021.7.12. 국민참여입법센터ウェブサイト <<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/ogLmPp/64510?pageIndex=6>>; 「“중대재해 처벌 등에 관한 법률 시행령” 제정안 입법예고」2021.7.9. 고용노동부ウェブサイト <http://www.moel.go.kr/news/enews/report/enewsView.do?news_seq=12471>; 当間正明「重大災害処罰法細則案のパブコメ募集を開始」『ビジネス短信』2021.7.28. 日本貿易振興機構(JETRO)ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/6cc362c767043af2.html>> なお、立法予告は、「国会法」第82条の2の「立法予告」及び「行政手続法」第41条の「行政上立法予告」に規定される。「국회법 (법률 제 18192 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232301&ancYd=20210518&ancNo=18192&efYd=20220530&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「행정절차법 (법률 제 16778 호)」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=212177&ancYd=20191210&ancNo=16778&efYd=20200611&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「입법예고」의사국『쉽게 풀어쓴 의회용어』국회사무처, 2018.7, p.396. 重大災害処罰法施行令の立法予告期間は、2021年7月12日から同年8月23日までである。

(128) 「①国务會議は、政府の権限に属する重要な政策を審議する。 ②国务會議は、大統領・國務總理及び15人以上30人以下の國務委員で構成する。」「대한민국헌법 (헌법 제 10 호)」第88条第1項、第2項. 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

する法律施行令（大統領令第32020号）⁽¹³⁰⁾が同年10月5日に制定、公布された⁽¹³¹⁾（2022年1月27日施行）。この施行令は、本則全13か条、附則、別表から成る。この施行令には、同法第2条第2号の「重大産業災害」の定義規定の中における「職業性疾患⁽¹³²⁾者」の範囲を定め（第2条、別表1）、同条第4号で規定した「公衆利用施設」の詳細な範囲を規定する内容（第3条、別表2, 3）が含まれている。同法第4条の重大産業災害防止に係る安全及び保健確保義務に関しては、その具体的な事項を定め（第4条、第5条）、重大市民災害の防止に関しても、法第9条の安全及び保健確保義務に関する規定（第8条～第11条、別表5）が置かれた。

2022年1月27日には、重大災害処罰法が施行される。重大災害処罰法に対する様々な方面からの議論がある中で、今後どのような施策がなされていくのかが注目される。

参考文献

- ・当間正明「韓国の労働環境の変化—企業は適切な対応を—」『地域・分析レポート』2021.5.17. 日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/a404b5e852b236a4.html>>
- ・脇田滋「高まりを見せる韓国の非正規運動（特集 労働運動の新たな挑戦）」『労働総研クォーター』116号, 2020. 春季, pp.46-53.
- ・「COVER STORY 산업재해 공화국」『이코노미스트』No.1589, 2021.6.14-20, pp.31-39.
- ・가영현「중대재해처벌법의 쟁점과 개선 방안—사업주와 경영책임자 등의 의무와 책임을 중심으로—」『건축시공』21권2호, 2021.6, pp.20-32.
- ・박윤희「안전보건교육에 대한 인식 분석 및 개선 방안 연구」『한국산학기술학회논문지』21(4), 2020.4, pp.346-355.
- ・박지영「가습기살균제 사건을 통해 본「제조물 책임법」개정 관련 주요 쟁점」『이슈와 논점』1174호, 2016.6.1. 국회입법조사처ウェブサイト <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=71&cmsCode=CM0018&categoryId=&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=18674>>
- ・이혜경「가습기 살균제 사건과 입법·정책 과제」『이슈와 논점』1168호, 2016.5.23. 국회입법조사처ウェブサイト <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=72&cmsCode=CM0018&categoryId=&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=18644>>
- ・정진우「중대재해처벌법 제정과정에서의 법적 쟁점과 남겨진 과제」『과학기술법연구』27권(집)2호, 2021.6, pp.47-94.

（なかむら ほのか）

(129) 「중대재해처벌법 시행령 제정안 국무회의 의결」2021.9.28. 법무부ウェブサイト <[http://www.moel.go.kr/news/enews/report/enewsView.do?news_seq=12745](https://www.moj.go.kr/moj/21/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbw9qJTJGNTgyJTJGNTUyMjYyJTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNGeGFzc3dvcml0M0QIMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QIMjZpc1ZpZXNdNaW5lJTNEZmFsc2UIMjZwYWdlJTNEMiUyNmJic09wZW5XcmRTZXEIM0QIMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>; 「중대재해처벌법 시행령, 국무회의 의결」2021.9.28. 고용노동부ウェブサイト <

(130) 「중대재해 처벌 등에 관한 법률 시행령 (대통령령 제32020호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235883&ancYd=20211005&ancNo=32020&efYd=20220127&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(131) 当間正明「「重大災害処罰等」に関する法律の施行令を公表」『ビジネス短信』2021.10.6. 日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/10/4cc207d33140cdb1.html>>

(132) 原文では、「질병（疾病）」となっている。

重大災害の処罰等に関する法律

중대재해 처벌 등에 관한 법률

(2021年1月26日制定 法律第17907号 2022年1月27日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳訳

【目次】

第1章 総則（第1条～第2条）

第1条 目的

第2条 定義

第2章 重大産業災害（第3条～第8条）

第3条 適用範囲

第4条 事業主及び経営責任者等の安全及び保健確保義務

第5条 請負、用役、委託等の関係における安全及び保健確保義務

第6条 重大産業災害事業主及び経営責任者等の処罰

第7条 重大産業災害の両罰規定

第8条 安全保健教育の受講

第3章 重大市民災害（第9条～第11条）

第9条 事業主及び経営責任者等の安全及び保健確保義務

第10条 重大市民災害事業主及び経営責任者等の処罰

第11条 重大市民災害の両罰規定

第4章 補則（第12条～第16条）

第12条 刑確定事実の通知

第13条 重大産業災害発生事実の公表

第14条 審理手続に関する特例

第15条 損害賠償の責任

第16条 政府の事業主等に対する支援及び報告

附則

第1条 施行日

第2条 他の法律の改正

第1章 総則

第1条（目的）

この法律⁽¹⁾は、事業若しくは事業場、公衆利用施設及び公衆交通手段を運営し、又は人

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年11月2日である。また、[]内の語句は、訳者による補記である。

(1) 「중대재해 처벌 등에 관한 법률 (법률 제 17907 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228817&ancYd=20210126&ancNo=17907&efYd=20220127&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrCl>>

体に有害な原料若しくは製造物を取り扱いながら、安全・保健措置義務に違反し、人命被害を発生させた事業主、経営責任者、公務員並びに法人の処罰等を規定することにより、重大災害を予防し、市民及び従事者の生命及び身体を保護することを目的とする。

第2条 (定義)

この法律において使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「重大災害」とは、「重大産業災害」及び「重大市民災害」をいう。
2. 「重大産業災害」とは、「産業安全保健法」第2条第1号の規定による産業災害⁽²⁾のうち、次の各目のいずれかに該当する結果を引き起こした災害をいう。
 - イ. 死亡者が1人以上発生
 - ロ. 同一の事故により、6か月以上の治療が必要な負傷者が2人以上発生
 - ハ. 同一の有害要因により、急性中毒等、大統領令で定める職業性疾患⁽³⁾者⁽⁴⁾が1年以内に3人以上発生
3. 「重大市民災害」とは、特定の原料又は製造物、公衆利用施設若しくは公衆交通手段の設計、製造、設置、管理上の欠陥を原因として発生した災害であって、次の各目のいずれかに該当する結果を引き起こした災害をいう。ただし、重大産業災害に該当する災害は除く。
 - イ. 死亡者が1人以上発生
 - ロ. 同一の事故により、2か月以上の治療が必要な負傷者が10人以上発生
 - ハ. 同一の原因により、3か月以上の治療が必要な疾患⁽⁵⁾者が10人以上発生
4. 「公衆利用施設」とは、次の各目の施設のうち、施設の規模又は面積等を考慮し、大統領令で定める施設⁽⁶⁾をいう。ただし、「小商工人の保護及び支援に関する法律」⁽⁷⁾第2条

sCd=010202&ancYnChk=0#0000> 附則第1条の施行日の規定により、公布後1年を経過した日(2022年1月27日)から施行されるが、第16条は公布と同時に施行される。また、施行時に個人事業者若しくは常時勤労者が50人未満の事業又は事業場(建設業の場合は、工事金額50億ウォン未満の工事)については、公布後3年を経過した日から施行される。なお、1ウォンは約0.1円(令和3年10月分報告省令レート)。

- (2) 「産業災害」とは、労務を提供する者が業務に係る建設物・設備・原材料・ガス・蒸気・粉じん等により、又は作業若しくはその他の業務により、死亡し、負傷し、又は疾病にかかることをいう。〔산업안전보건법(법률 제 18426 호)〕同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234717&ancYd=20210817&ancNo=18426&efYd=20210818&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1号
- (3) 原文では、「질병(疾病)」となっている。
- (4) 「重大災害の処罰等に関する法律施行令(大統領令第3202号)」(以下「重大災害処罰法施行令(大統領令第3202号)」)別表1で定める職業性疾病にかかった者をいうとされる。〔중대재해 처벌 등에 관한 법률 시행령(대통령령 제 3202 호)〕 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235883&ancYd=20211005&ancNo=32020&efYd=20220127&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条
- (5) 前掲注(3)
- (6) 本法律第2条第4号イ目の施設のうち重大災害処罰法施行令(大統領令第3202号)別表2で定める施設、本法律第2条第4号ロ目の施設物のうち、重大災害処罰法施行令(大統領令第3202号)別表3に定める施設物(ただし、住宅及び住宅以外の施設を同一建築物に建築した建築物及び建築物の主用途が建築法施行令別表1第14号ロ目2)によるオフィスタワーである建築物を除く。)、本法律第2条第4号ハ目の営業場、本法律第2条第4号ニ目の施設のうち、重大災害処罰法施行令(大統領令第3202号)第3条第4号各目に定める施設(第2号の施設物を除く)が規定されている。重大災害処罰法施行令(大統領令第3202号)第3条
- (7) 「소상공인 보호 및 지원에 관한 법률(법률 제 18292 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233831&ancYd=20210707&ancNo=18292&efYd=20211008&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

の規定による小商工人⁽⁸⁾の事業又は事業場及びこれに準ずる非営利施設並びに「教育施設等の安全及び維持管理等に関する法律」第2条第1号の規定による教育施設⁽⁹⁾は除く。

イ. 「室内空気質管理法」第3条第1項の施設⁽¹⁰⁾（「多衆利用業所の安全管理に関する特別法」第2条第1項第1号の規定による営業場⁽¹¹⁾は除く。）

ロ. 「施設物の安全及び維持管理に関する特別法」第2条第1号の施設物⁽¹²⁾（共同住宅は除く。）

ハ. 「多衆利用業所の安全管理に関する特別法」第2条第1項第1号の規定による営業場のうち、当該営業に使用する床面積（「建築法」第84条の規定⁽¹³⁾により算定された面積をいう。）の合計が1千平方メートル以上であるもの

- (8) 「中小企業基本法」第2条第2項の規定による小企業のうち、常時勤務者数が10人未満であって、かつ業種別の常時勤務者数等が基準（主な事業に従事する常時勤労者数が、鉱業・製造業・建設業及び運輸業の場合は10人未満、その他の業種の場合は5人未満）に該当する者をいうとされる。「소상공인기본법（법률 제 17623 호）」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223615&ancYd=20201208&ancNo=17623&efYd=20210309&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1項；「소상공인기본법 시행령（대통령령 제 31532 호）」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230079&ancYd=20210309&ancNo=31532&efYd=20210309&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第3条第1項
- (9) 「幼児教育法」（「유아교육법（법률 제 18298 호）」）同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234011&ancYd=20210720&ancNo=18298&efYd=20220721&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第2号で定める幼稚園、「初・中等教育法」（「초·중등교육법（법률 제 18298 호）」）同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234009&ancYd=20210720&ancNo=18298&efYd=20220721&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条で定める学校、「高等教育法」（「고등교육법（법률 제 17951 호）」）同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230347&ancYd=20210323&ancNo=17951&efYd=20220324&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条で定める学校、「生涯教育法」（「평생교육법（법률 제 18195 호）」）同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232611&ancYd=20210608&ancNo=18195&efYd=20211209&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第31条第2項及び第4項で定める学力・学位が認定される生涯教育施設、他の法律により設立された各級学校（国防・治安等の事由により情報公示が困難であると大統領令（教育施設等の安全及び維持管理等に関する法律施行令（大統領令第31194号））で定める学校は除く）、その他大統領令で定める教育関連施設のいずれかに該当する学校等の施設及び設備と規定されている。「교육시설 등의 안전 및 유지관리 등에 관한 법률（법률 제 16678 호）」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211825&ancYd=20191203&ancNo=16678&efYd=20201204&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1号 なお、「幼児教育法」第2条第2号で定める幼稚園とは、幼児の教育のために同法に従って設立・運営される学校をいう。「初・中等教育法」第2条で定める学校とは、小学校、中学校・高等公民学校、高等学校・高等技術学校、特殊学校、各種学校をいう。「高等教育法」第2条で定める学校とは、大学、産業大学、教育大学、専門大学、放送大学・通信大学・放送通信大学及びサイバー大学、技術大学、各種学校をいう。
- (10) 「실내공기질 관리법（법률 제 16307 호）」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=208237&ancYd=20190402&ancNo=16307&efYd=20210401&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第3条第1項
- (11) 「多衆利用業」とは、不特定多数の者が利用する営業のうち、火災等の災難発生時に生命・身体・財産上の被害が発生するおそれが高いものであって、大統領令で定める営業をいう。（「다중이용업소의 안전관리에 관한 특별법（법률 제 17894 호）」）同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228703&ancYd=20210112&ancNo=17894&efYd=20210713&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1項第1号
- (12) 「施設物」とは、建設工事を通じて作られた橋梁・トンネル・港湾・ダム・建築物等の構造物及びその付属施設であって、第7条の各号の規定による第1種施設物、第2種施設物及び第3種施設物をいう。（「시설물의 안전 및 유지관리에 관한 특별법（법률 제 17946 호）」）同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230255&ancYd=20210316&ancNo=17946&efYd=20210917&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1号
- (13) 「建築物の敷地面積、延面積、底面積、高さ、軒、天井、床及び階数の算定方法は、大統領令で定める。」（「건축법（법률 제 18508 호）」）同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=236303&ancYd=20211019&ancNo=18508&efYd=20220420&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第84条）；「건축법 시행령（대통령령 제 32102 호）」同 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=236629&ancYd=20211102&ancNo=32102&efYd=20220503&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第119条。なお、建築法第84条の訳については、韓国六法編集委員会編『現行韓国六法 改版』ぎょうせい、2019を参考にした。

- ニ、その他イ目からハ目までに準ずる施設であって、災害発生時に生命・身体上の被害が発生するおそれが高い場所
5. 「公衆交通手段」とは、不特定多数の者が利用する次の各目のいずれかに該当する施設をいう。
- イ、「都市鉄道法」第2条第2号の規定による都市鉄道⁽¹⁴⁾の運行に使用される都市鉄道車両
- ロ、「鉄道産業発展基本法」第3条第4号の規定による鉄道車両⁽¹⁵⁾のうち、動力車・客車（「鉄道事業法」第2条第5号の規定による専用鉄道⁽¹⁶⁾に使用される場合は除く。）
- ハ、「旅客自動車運輸事業法施行令」第3条第1号二目の規定による路線旅客自動車運送事業⁽¹⁷⁾に使用される乗合自動車
- ニ、「海運法」第2条第1号の2の旅客船⁽¹⁸⁾
- ホ、「航空事業法」第2条第7号の規定による航空運送事業⁽¹⁹⁾に使用される航空機
6. 「製造物」とは、製造され、又は加工された動産（他の動産又は不動産の一部を構成する場合を含む。）をいう。
7. 「従事者」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。
- イ、「勤労基準法」上の勤労者⁽²⁰⁾

(14) 「都市鉄道」とは、都市交通の円滑な疎通〔流れ〕のため都市交通圏域において建設・運営する鉄道・モノレール・路面電車・線形誘導電動機・磁気浮上列車等、軌道による交通施設及び交通手段をいう。〔「도시철도법（법률 제 17899 호）」국가법령정보센터ウェブサイト〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228661&ancYd=20210112&ancNo=17899&efYd=20210713&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉第2条第2号）

(15) 「鉄道車両」とは、線路を運行する目的で製作された動力車・客車・貨車及び特殊車をいう。〔「철도산업발전기본법（법률 제 17460 호）」同上〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219381&ancYd=20200609&ancNo=17460&efYd=20200910&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉第3条第4号）

(16) 「専用鉄道」とは、他者の需要による営業を目的とせず、自身の需要によって特殊目的を遂行するために設置し、又は運営する鉄道をいう。〔「철도사업법（법률 제 18186 호）」同上〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232233&ancYd=20210518&ancNo=18186&efYd=20210518&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉第2条第5号）

(17) 「市外バス運送事業：運行系統を定め、国土交通部令〔旅客自動車運輸事業法施行規則（国土交通部令第891号）〕で定める自動車を使用し、旅客を運送する事業であって、イ目からハ目までの事業〔市内バス運送事業、農漁村バス運送事業、マウルバス運送事業〕に属しない事業。この場合、国土交通部令が定めるところにより、高速型・直行型・一般型等にその運行形態を区分する。〕〔「여객자동차 운수사업법 시행령（대통령령 제 31609 호）」同上〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230825&ancYd=20210406&ancNo=31609&efYd=20211008&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉第3条第1号二目）と規定されている。なお、農漁村バス事業とは、主に広域市の郡を除いた郡の単一行政区域において運行系統を定めて行われるバス事業であり、マウルバス事業とは、主に市・郡・区の単一行政区域において、起点・終点の特殊性又は使用される自動車の特殊性等により他の路線旅客自動車運送事業者が運行することが困難な区間を対象として運行系統を定めて行われるバス事業をいうとされる。

(18) 「旅客船」とは、「船舶安全法」第2条第10号の規定による船舶であって、海洋水産部令〔「海運法施行規則（海洋水産部令第486号）〕で定める船舶をいう。〔「해운법（법률 제 18430 호）」同上〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234821&ancYd=20210817&ancNo=18430&efYd=20220218&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉第2条第1号の2）；「해운법 시행규칙（해양수산부령 제 486 호）」同〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233669&ancYd=20210630&ancNo=00486&efYd=20210630&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉

(19) 「航空運送事業」とは、国内航空運送事業、国際航空運送事業及び小型航空運送事業をいう。〔「항공사업법（법률 제 17462 호）」同上〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219387&ancYd=20200609&ancNo=17462&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉第2条第7号）

(20) 「勤労者」とは、職業の種類と関係なく、賃金を目的として事業又は事業場に勤労を提供する者をいう。〔「근로기준법（법률 제 18176 호）」同上〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232199&ancYd=20210518&ancNo=18176&efYd=20211119&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉第2条第1項第1号）

- ロ. 請負、用役、委託等、契約の形式に関係なくその事業の遂行のために、対価を目的として労務を提供する者
- ハ. 事業が複数回の請負によって行われる場合には、各段階の請負人⁽²¹⁾及び請負人とイ目又はロ目の関係がある者
- 8. 「事業主」とは、自身の事業を営む者、他人の労務の提供を受けて事業を行う者をいう。
- 9. 「経営責任者等」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。
 - イ. 事業を代表し、事業を総括する権限及び責任がある者又はこれに準じ安全保健に関する業務を担当する者
 - ロ. 中央行政機関の長、地方自治体の長、「地方公企業法」⁽²²⁾の規定による地方公企業の長、「公共機関の運営に関する法律」第4条から第6条までの規定⁽²³⁾に従って指定された公共機関の長

第2章 重大産業災害

第3条 (適用範囲)

常時勤労者が5人未満の事業又は事業場の事業主（個人事業主に限定する。以下同じ。）又は経営責任者等には、この章の規定を適用しない。

第4条 (事業主及び経営責任者等の安全及び保健確保義務)

- ① 事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が実質的に支配・運営・管理する事業又は事業場において、従事者の安全・保健上の有害又は危険を防止するため、その事業又は事業場の特性及び規模等を考慮し、次の各号による措置を採らなければならない。
 1. 災害予防に必要な人材及び予算等、安全保健管理体制の構築並びにその履行に関する措置
 2. 災害発生時の再発防止対策の策定及びその履行に関する措置
 3. 中央行政機関・地方自治体が関係法令に従って改善、是正等を命じた事項の履行に関する措置
 4. 安全・保健関係法令による義務履行に必要な管理上の措置
- ② 第1項第1号・第4号の措置に関する具体的な事項は、大統領令で定める⁽²⁴⁾。

第5条 (請負、用役、委託等の関係における安全及び保健確保義務)

事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が第三者に請負、用役、委託等を行った場合には、第三者の従事者に重大産業災害が発生しないよう、第4条の措置を採らなければならない。ただし、事業主、法人又は機関がその施設、装備、場所等について実質的に支配・運営・管理する責任がある場合に限定する。

(21) 請負人(수급인)の訳に関しては、日本の民法、建設業法、労働安全衛生法、労働基準法、韓国の民法、産業安全保健法及び韓国六法編集委員会編『現行韓国六法 改版』ぎょうせい、2019に掲載の労働基準法を参考にした。
 (22) 「지방공기업법 (법률 제 17893 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228587&ancYd=20210112&ancNo=17893&efYd=20220113&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
 (23) 第4条(公共機関)、第5条(公共機関の区分)、第6条(公共機関等の指定手続)。「공공기관의 운영에 관한 법률 (법률 제 17128 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=216101&ancYd=20200331&ancNo=17128&efYd=20210101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
 (24) 重大災害処罰法施行令(大統領令第32020号)第4条(安全保健管理体制の構築及び履行措置)、第5条(安全・保健関係法令による義務履行に必要な管理上の措置)

第6条（重大産業災害事業主及び経営責任者等の処罰）

- ① 第4条又は第5条に違反し、第2条第2号イ目の重大産業災害を引き起こした事業主又は経営責任者等は、1年以上の懲役又は10億ウォン以下の罰金に処する。この場合、懲役及び罰金を併科することができる。
- ② 第4条又は第5条に違反し、第2条第2号ロ目又はハ目の重大産業災害を引き起こした事業主又は経営責任者等は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第1項又は第2項の罪により、刑を宣告され、その刑が確定した後5年以内に再び第1項又は第2項の罪を犯した者は、各項で定めた刑の2分の1まで加重する。

第7条（重大産業災害の両罰規定）

法人又は機関の経営責任者等がその法人又は機関の業務に関して第6条に該当する違反行為をした場合、その行為者を罰するほか、その法人又は機関に次の各号の区分による罰金刑を科する。ただし、法人又は機関がその違反行為を防止するために、当該業務に関して相当の注意及び監督を怠らなかつた場合にはこの限りでない。

1. 第6条第1項の場合：50億ウォン以下の罰金
2. 第6条第2項の場合：10億ウォン以下の罰金

第8条（安全保健教育の受講）

- ① 重大産業災害が発生した法人又は機関の経営責任者等は、大統領令で定めるところ⁽²⁵⁾により安全保健教育を履修しなければならない。
- ② 第1項の安全保健教育を正当な事由なく履行しなかつた場合には、5千万ウォン以下の過料を賦課する。
- ③ 第2項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより雇用労働部⁽²⁶⁾長官が賦課・徴収する。

第3章 重大市民災害

第9条（事業主及び経営責任者等の安全及び保健確保義務）

- ① 事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が実質的に支配・運営・管理する事業又は事業場において、生産・製造・販売・流通中である原料又は製造物の設計、製造、管理上の欠陥によるその利用者又はその他の者の生命及び身体の安全〔の確保〕のため、次の各号による措置を採らなければならない。
 1. 災害予防に必要な人材・予算・点検等、安全保健管理体制の構築及びその履行に関する措置
 2. 災害発生時の再発防止対策の策定及びその履行に関する措置
 3. 中央行政機関・地方自治体が関係法令に従って改善、是正等を命じた事項の履行に関する措置
 4. 安全・保健関係法令による義務履行に必要な管理上の措置
- ② 事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が実質的に支配・運営・管理する公衆

(25) 重大災害処罰法施行令（大統領令第32020号）第6条（安全保健教育の実施等）

(26) 部は日本の省に相当。

利用施設又は公衆交通手段の設計、設置、管理上の欠陥によるその利用者又はその他の者の生命及び身体の安全〔の確保〕のため、次の各号による措置を採らなければならない。

1. 災害予防に必要な人材・予算・点検等、安全保健管理体制の構築及びその履行に関する措置
 2. 災害発生時の再発防止対策の策定及びその履行に関する措置
 3. 中央行政機関・地方自治体が関係法令に従って改善、是正等を命じた事項の履行に関する措置
 4. 安全・保健関係法令による義務履行に必要な管理上の措置
- ③ 事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が、公衆利用施設又は公衆交通手段と関連して第三者に請負、用役、委託等を行った場合には、その利用者又はその他の者の生命及び身体の安全のため、第2項の措置を採らなければならない。ただし、事業主、法人又は機関がその施設、装備、場所等について実質的に支配・運営・管理する責任がある場合に限定する。
- ④ 第1項第1号・第4号及び第2項第1号・第4号の措置に関する具体的な事項は、大統領令で定める⁽²⁷⁾。

第10条（重大市民災害事業主及び経営責任者等の処罰）

- ① 第9条に違反し、第2条第3号イ目の重大市民災害を引き起こした事業主又は経営責任者等は、1年以上の懲役又は10億ウォン以下の罰金に処する。この場合、懲役及び罰金を併科することができる。
- ② 第9条に違反し、第2条第3号ロ目又はハ目の重大市民災害を引き起こした事業主又は経営責任者等は、7年以下の懲役若しくは1億ウォン以下の罰金に処する。

第11条（重大市民災害の両罰規定）

法人又は機関の経営責任者等がその法人又は機関の業務に関して第10条に該当する違反行為をした場合、その行為者を罰するほか、その法人又は機関に次の各号の区分による罰金刑を科する。ただし、法人又は機関がその違反行為を防止するため、当該業務に関して相当の注意及び監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

1. 第10条第1項の場合：50億ウォン以下の罰金
2. 第10条第2項の場合：10億ウォン以下の罰金

第4章 補則

第12条（刑確定事実の通知）

法務部長官は、第6条、第7条、第10条又は第11条の規定による犯罪の刑が確定した場合、その犯罪事実を、関係する行政機関の長に通知しなければならない。

第13条（重大産業災害発生事実の公表）

- ① 雇用労働部長官は、第4条の規定による義務に違反して発生した重大産業災害について、

(27) 重大災害処罰法施行令（大統領令第32020号）第8条（原料・製造物関連の安全保健管理体制の構築及び履行措置）、第9条（原料・製造物関連の安全・保健関係法令による義務履行に必要な管理上の措置）、第10条（公衆利用施設・公衆交通手段関連の安全保健管理体制構築及び履行に関する措置）、第11条（公衆利用施設・公衆交通手段関連の安全・保健関係法令による義務履行に必要な管理上の措置）。

事業場の名称、発生日時及び場所、災害の内容及び原因等、その発生事実を公表することができる。

- ② 第1項の規定による公表の方法、基準及び手続等は、大統領令で定める。

第14条（審理手続に関する特例）

- ① この法律に違反したか否かに関する刑事裁判において、法院⁽²⁸⁾は、「刑事訴訟法」第294条の2の規定⁽²⁹⁾に従い、職権で被害者又はその法定代理人（被害者が死亡し、又は陳述することができない場合には、その配偶者・直系親族・兄弟姉妹を含む。）を証人として尋問することができる。
- ② この法律に違反したか否かに関する刑事裁判において、法院は検事、被告人又は弁護人の申請がある場合、特別な事情がなければ当該分野の専門家を専門審理委員として指定し、訴訟手続に参加させなければならない。

第15条（損害賠償の責任）

- ① 事業主又は経営責任者等が、故意又は重大な過失によりこの法律で定めた義務に違反し重大災害を発生させた場合、当該事業主、法人又は機関が重大災害により損害を被った者に対しその損害額の5倍を超えない範囲で賠償責任を負う。ただし、法人又は機関が当該業務に関して相当の注意及び監督を怠らなかった場合には、この限りでない。
- ② 法院は、第1項の賠償額を定めるときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。
1. 故意又は重大な過失の程度
 2. この法律で定めた義務違反行為の種類及び内容
 3. この法律で定めた義務違反行為により発生した被害の規模
 4. この法律で定めた義務違反行為により、事業主、法人又は機関が取得した経済的利益
 5. この法律で定めた義務違反行為の期間・回数等
 6. 事業主、法人又は機関の財産状態
 7. 事業主、法人又は機関の被害救済及び再発防止の努力の程度

第16条（政府の事業主等に対する支援及び報告）

- ① 政府は、重大災害を予防し、市民及び従事者の安全及び健康を確保するため、次の各号の事項を履行しなければならない。
1. 重大災害の総合的な予防対策の策定・施行及び発生原因分析
 2. 事業主、法人及び機関の安全保健管理体制構築のための支援
 3. 事業主、法人及び機関の重大災害予防のための技術支援及び指導
 4. この法律の目的の達成のための教育及び広報の施行
- ② 政府は、事業主、法人及び機関に対して、有害・危険施設の改善、保護装備の購入並びに

(28) 法院とは、日本の裁判所に相当する機関。最高法院である大法院と、高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院、行政法院、回生法院の7種類から成る。「대한민국헌법（헌법 제 10 호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第101条；「법원조직법（법률 제 17907 호）」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228819&ancYd=20210126&ancNo=17907&efYd=20220127&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第3条第1項；「대한민국 법원 사법부소개」대한민국 법원 웹사이트 <<https://www.scourt.go.kr/judiciary/organization/chart/index.html>>

(29) 第294条の2（被害者等の陳述権）。「형사소송법（법률 제 16924 호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213829&ancYd=20200204&ancNo=16924&efYd=20220101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

従事者の健康診断及び管理等、重大災害の予防事業にかかる費用の全部又は一部を予算の範囲内で支援することができる。

- ③ 政府は、第1項及び第2項の規定による重大災害の予防のための措置の履行等の状況並びに重大災害予防事業の支援現況を、半期ごとに国会の所管常任委員会に報告しなければならない。

〔施行日：2021.1.26.〕 第16条

附則〈法律第17907号、2021.1.26.〉

第1条（施行日）

- ① この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。ただし、この法律の施行時に個人事業者又は常時勤労者が50人未満の事業若しくは事業場（建設業の場合には工事金額が50億円未満の工事）については、公布後3年が経過した日から施行する。
- ② 第1項の規定にかかわらず、第16条は公布した日から施行する。

第2条（他の法律の改正）

法院組織法⁽³⁰⁾のうち一部を次のとおり改正する。

第32条第1項第3号⁽³¹⁾のチ目を、次のとおり新設する。

チ. 「重大災害の処罰等に関する法律」第6条第1項・第3項及び第10条第1項に該当する事件

（なかむら ほのか）

(30) 「법원조직법 (법률 제 17907 호)」前掲注(28) 2021年1月26日改正(2022年1月27日施行)時点。

(31) 「法院組織法」第32条第1項の各号に規定された地方法院及びその支院の合議部が第1審で審判するものうち、第3号は死刑、無期又は短期1年以上の懲役若しくは禁錮に該当する事件と規定されており、あわせてその例外規定が同号各目で定められている。同上

